

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル 第18号



# NICHIZEI journal

## 2015年AOTCA大阪会議 テーマはBEPSや国際税務

アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) は、10月15日～16日、大阪市の大阪国際会議場 (グランキューブ大阪) で「2015年AOTCA大阪会議 インターナショナル・タックス・カンファレンス」を開催。本年度はBEPS (税源浸食と利益移転) や国際税務、税務専門家による租税教育への取組みなどがテーマに取り上げられた。



### ダイジェスト

- 3 分掌変更で退職金を分割支給 納税者勝訴の判決の裏側
- 4 幼稚園の園長に退職金支給 再雇用に当局が「待った」
- 5 明細書から調書へ格上げ 財産債務調書をチェック!
- 6 7 相続対策の有効手段 子や孫への生前贈与
- 8 税理士だからできる! 戦略的生前贈与のススメ
- 9 出資持分の相続税評価 みなし贈与をめぐる争い
- 10 ストレスチェック制度 12月から義務化スタート

## 税務専門家による租税教育への取組みを報告

AOTCAは、税理士制度50周年記念事業の一環として、日本税理士会連合会 (日税連) の提唱により平成4年に設立された。その目的は、アジア・オセアニア諸国の税務専門職業の発展を目指し、同地域の専門家団体間の交流の促進、租税に関する情報交換の場として機能すること。現在、加盟団体数は準加盟を含め15カ国・地域の21団体となっている。

AOTCAでは、アジア・オセアニア地域の主要都市において、毎年、定時総会およびタックス・カンファレンスを開催しているが、本年度は日税連がホスト団体となり、10月15日～16日に大阪市の大阪国際会議場で開催 (14日にAOTCA専門委員会、役員会などを開催)。国内外から約650人の税務専門家などが参加した。

初日はまず、AOTCAの池田隼啓会長が、「税務専門家を取り巻く環境や活動の場も大きく変化しており、AOTCAの活動を通じて加盟国間で国際交流に関する提携・協力を進めることにより、今後、アジア諸国における税



池田隼啓 AOTCA会長

務専門家の地位の向上と制度の発展に繋がるものと期待しています」などと開会の挨拶を述べ、続いて日税連の神津信一会長が、「今回のカンファレンスでは、BEPSと国際税務を主要テーマとしてプログラムを構成することとし、日税連に専任のワーキンググループを設置して企画の検討に当たってまいりました。財務省や国税庁、関係各位から多大なご協力をいただいたほか、AOTCA役員の方々からも多数の助言をいただき、国際的なイベントにふさわしいプログラムを用意することができました」と挨拶した。

その後、前国税庁長官の林信光氏による「変貌する世界経済と税務行政の課題」と題した基調講演、パリ第二大学教授のギ・ジェスト氏による「BEPS行動計

画と租税条約」と題した特別講演が行われた。

引き続き、AOTCAのデビッド・ラッセル氏、STEP (信託・相続実務家協会) のマイケル・カデスキー氏が「モデル納税者憲章」の最終報告に関して発表を行ったほか、神戸大学大学院教授の渕圭吾氏がモデレーターとなり、東京大学名誉教授の金子宏氏が「ルール・オブ・ローと日本の租税法」、東京大学大学院教授で政府税制調査会会長の中里実氏が



神津信一 日税連会長

「日本の国際課税～BEPSプロジェクトはどこまで実現されるか」をテーマにそれぞれ講演を行った。

夕刻からは会場を移してガラ・ディナーが催され、参加者は互いに交流を深め合った。

16日のカンファレンスでは、

日税連国際部の松岡宣明税理士がモデレーターを務め、「税務専門家による租税教育への取組み」をテーマにしたパネルセッションを披露。インドネシア税理士会、日税連、韓国税務士会、ベトナム税理士会の代表者が自国の取組みを発表し、日税連からは富村将之税理士が登壇した。

続いて、「BEPS行動計画への対応～自国政府における対応、企業の見解」について、中国注册税務師協会、シンガポール税理士会、香港税務学会・香港会計師協会によるパネルセッションが行われたほか、AOTCA専門委員長のギル・レビー氏、同副委員長のケン・シュゴット氏が「BEPS行動計画～AOTCAの取組み」を報告。その後、OECD租税委員会議長で財務省財務官の浅川雅嗣氏が登壇し、「OECDのBEPSプロジェクト」をテーマに特別講演を行った。

プログラム終了後、カンファレンスのスピーカーに記念品が贈呈され、2015年AOTCA大阪会議は閉会した。今回のカンファレンスは、BEPS行動計画への対応や国際課税の問題、さらに税務専門家による租税教育の重要性を考える有意義なイベントとなった。



## 株式会社 共栄会保険代行 おかげさまで創立40周年

日税グループの(株)共栄会保険代行は、アメリカファミリー生命保険会社 (アフラック) が、日本で初めて「がん保険」を発売した昭和49年11月の翌月に誕生しました。(株)共栄会保険代行が扱うアフラックの「がん保険」は、同じく昭和49年11月に誕生した全国税理士共栄会のVIP大型

総合保障制度の第一号商品となり、その後、アフラックと共にその普及に努めてまいりました。

また、(株)共栄会保険代行では、小児がんの子どもを持つ親を支援しようという趣旨のもと設立された「公益財団法人がんの子どもを守る会」への寄付をはじめ、小児がんの治療研究などに対して支援活動を行っている「認定N

PO法人ゴールドリボン・ネットワーク」、また、「公益財団法人日本対がん協会」、「日本赤十字社」、「学校法人東京医科大学」に収益の一部を寄付し、がんに関わった方々の支援や社会貢献活動を長期にわたり続けておりますが、この長期にわたる貢献に対し、このほど5団体からそれぞれ感謝状が受贈されました。

(株)共栄会保険代行は、おかげさまで創立40周年を迎えることができました。この40周年をさらなる飛躍に向けたステップとし、(株)共栄会保険代行ならびに日税グループは、これからも「税理士とその関与先のために」をモットーに一層の努力を重ねてまいります。

# 全国税理士共栄会

## 関与先の永続的繁栄と税理士業界の発展を目指し

### 第30回記念 全国統一キャンペーンを展開中

全国税理士共栄会（南口純一 会長）は昭和49年の創立以来、①関与先企業の繁栄に貢献する②提携企業との共栄を図る③税理士業界の発展に寄与する——という3つの基本理念を掲げ、関与先企業の繁栄、税理士業界の発展を目指し地道な活動を続けています。

現在、「全国統一キャンペーン」を展開中ですが、これは各地税理士協同組合と提携保険会社の協力を得て、全国税理士共栄会の事業の中でも柱となっている『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及を図ることを目的に行われているものです。毎年9月から11月にかけて実施しており、今年は第30回記念として行われています。

「全国統一キャンペーン」により、税理士の関与先は事業の

永続的繁栄と老後の安心を手に入れ、同キャンペーンの成果は税理士業界の運営にかかる税理士一人ひとりの費用負担の軽減や、公益財団法人日本税務研究センター、公益財団法人全国税理士共栄会文化財団の運営支援を通じて社会公共の発展にも貢献しています。

全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』は、5つの充実したプランにより、円滑な事業承継の実現や相続税対策、遺族の生活資金の確保、さらに退職金の準備や従業員の福祉制度の充実化などのお役に立っています。

プランのひとつ「経営者大型保険」（集団扱定期保険）は、経営者に万が一のことがあった時、最高2億円の大型保障で企

業を守ります。また、「経営者保険総合プラン」は、働きざかりの経営者等の生涯保障のために終身・養老・通増定期保険など、多彩な商品が用意されています。役員・幹部社員の退職金準備等にも最適です。

そのほか、ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険をはじめ、高度先進医療保険、介護保険など医療保険全般がそろった「経営者スーパープラン」。さらに、突然の病気やケガで仕事が出来ず、収入が途絶えた時に毎月のいろいろな費用をしっかりとカバーする「団体所得補償保険」、「新・団体医療保険」により、中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

『全税共年金』は、月々1万円から将来の備えができる独自

の拠出型企業年金保険です。生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます（月払い：1口5千円で2口以上、一括払い：1口10万円で任意の口数、月払いと併用）。年金の受取方法もニーズに合わせて3種類から選択できるほか、年金に代えて一時金でも受け取ることが可能です。

毎年、「全国統一キャンペーン」を通じて多くの関与先関係者が、円滑な事業承継や相続税対策、安心して医療が受けられる備え、退職金の準備、公的年金の補完などを実現させています。なお、全国税理士共栄会は各地の税理士協同組合と協力して、「関与先紹介カード」による関与先紹介運動を進めています。

## 第42回 日税連公開研究討論会を開催

### 今年の担当会は名古屋会・東海会

日本税理士会連合会主催、名古屋税理士会・東海税理士会共催による「第42回 日税連公開研究討論会」が10月9日、愛知・名古屋市のウェスティンナゴヤキャッスルで開催された。当日は、多くの参加者で会場が埋め尽くされ、大村秀章愛知県知事も会場に駆け付けた。この公開研究討論会は、会員による研究成果の発表・討論の過程を通じて、税制、税務行政および税理士業務の改善・進歩ならびに税理士の資質の向上を図るとともに、日本税理士会連合会が行う研修事業に資することを目的としたもの。今回は名古屋税理士会・東海税理士会が担当会となり、研究成果を発表した。



### 第一部「所得区分と所得課税のあり方」

名古屋税理士会

第一部の名古屋税理士会の研究テーマは「所得区分と所得課税のあり方」。

まず、第1研究発表小委員会が「シンプルな所得区分と事業所得計算」について研究を行い、他国の制度を参考に日本の事業所得制度を検討することに意義があると考え、ドイツの事業所得との対比を行い、相違の検討を行った。また、「外れ馬券事件」なども取り上げ、「事業所得に関しては、一般論として、法人税法との整合性を図るべきである」、「所得税法における事業所得と隣接所得については、所得区分を法令上明確にしたうえで、事業所得を軸として統合し簡素化すべきである」、「不動産所得は制度創設時の意義を失っており、原則として事業所得へ統合すべきである」、「一時所得は事業所得または雑所得への統合を検討すべき」などと提言した。

第2研究発表小委員会では、「年金をめぐる所得区分と課税のあり方」をテーマに取り上げ、考察の結果、まず、「年金所得」という新たな所得区分を設け、基礎年金、企業年金から民間の個人年金まで、すべての年金所得を一体として課税する制度の導入を提案。その上で、「公的年金等控除は廃止し、基礎年金部分は非課税とする」、「遺族年金は基礎年金を除いて課税する」といった提言を行った。

第3研究発表小委員会では、「譲渡所得をめぐる諸問題～新たな譲渡所得区分と課税区分の提言～」をテーマに、土地建物が分離課税になった背景や分離課税方式の意義と限界などを考察し、「不動産の譲渡所得は原点に戻り『分離課税』から『総合課税』へ」、「長期譲渡所得は2分の1課税から平均課税へ」、「事業用資産の譲渡は事業所得の計算とすること」といった提言を行った。



### 第二部「税理士が考える公平な税制とは」

東海税理士会

第二部の東海税理士会は「税理士が考える公平な税制とは」をテーマに取り上げ、租税の基本原則のひとつである「公平」を、税理士という実務家の視点に重きを置いて現行制度創設の背景とその後の経緯を考察することで、本来あるべき税制、さらには将来あるべき税制の提言を目指して研究活動を行った。

発表の第1部は「2035年 行き過ぎた地方分権～もしも〇〇課税だけだったら～」をテーマに、2035年の日本において、静岡県は所得課税、愛知県は資産課税、三重県は消費課税の単一の課税方法を採用している設定で、発表者が各藩の藩主、勘定奉行、藩民の立場となり、藩の税制に対する自信や不満などをぶつけ合うパネルディスカッションを披露。長所を活かし、短所をカバーするタックス・ミックスが重要だと結論付けた。

第2部は、「担税力マトリクスによる分析」をテーマに、タックス・ミックスの観点からみた担税力の分類を行い、所得・資産・消費のそれぞれの要素に担税力の高低を組合せ、真に公平な課税について研究を行った。結果、担税力が高いはずの資産課税への強化が必要とし、所得・資産・消費の把握を前提とした新しい課税方法を提案した。

第3部の発表テーマ「シャープ博士の憂鬱」では、発表者の一人がシャープ博士役として登場。シャープ博士は、直接税を中心とした「論理的に首尾一貫した公平な税制」の構築を目的とし、単一の税目による公平ではなく、いくつかの税目の組み合わせによる公平な税制の構築を目指すものであったと指摘。しかし、日本の税制は長い年月をかけて、その目指していた「論理的に首尾一貫した公平な税制」から遠ざかってきている現状について問題提起を行った。



# 分掌変更に伴う退職金の分割支給 地裁で納税者の勝訴が確定

## 納税者勝訴の インパクトと 湧き起こる疑問

## ～国はなぜ控訴を断念したのか～

### ■ 事件の概要

同族会社が多数を占める中小企業では、第一線を退いた先代の社長が業務の引き継ぎなどのために監査役や会長職などとして会社に留まるケース（いわゆる分掌変更）は珍しくない。

東京地裁で争われた事件は、創業者であった社長が、分掌変更により非常勤取締役となったことに伴い支給した役員退職金について、金融機関へ赤字決算書の提出を避けるための方策として分割して支給したことに對して、二回目に支払われた金員（第二金員）が退職給与及び退職所得に該当するか否かが争われたもの。

判決では、第二金員も退職給与及び退職所得に該当するとした納税者の主張を認め、納税者が勝訴した。この判決に對して、被告の国側は控訴を断念し、本判決は確定している（東京地裁平成27年2月26日判決・TAINS:Z888-1918）。

税理士業界には「分掌変更に伴う退職金の分割支給は、否認されても致し方ない」という見方も一部にはあるだけに、本判決は税務にインパクトを与えているが、一方で「なぜ国は控訴を断念したのか」「税務否認の起因となった通達がなぜ改正されないのか」という疑問の声が広がっている。

### ■ 法基通9-2-28の考え方

本事件の大きな争点で、第二金員について支給年度で損金算入ができるか否かだ。その根拠として焦点となったのが、次の法人税基本通達9-2-28（役員に対する退職金の損金算入の時期）の取扱い。

**退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合には、これを認める。**

本通達で問題となったのが、下線の「ただし書」の部分。

国側は、本通達ただし書は企業の実情に配慮するため、例外として認めることとしたものであって、利益調整にほかならない支払いについてまで適用することは予定していないと主張。これに對して判決では、分掌変更により実質的な退職状況にある場合であっても「ただし書」部分の適用があると認めた。

加えて、「ただし書」部分に沿って分割により支払われた第二金員をその支給年度で損金経理した本件処理は、一般に確立した公正妥当な会計慣行とみなし得る、とも判断している。

つまり、本判決により、分掌変更によって実質的に退職したと認められる者に対する退職金が分割支給となった場合であっても、2度目以降に支払われた退職金はその支給年度で損金経理をすることにより損金算入が認められることが明らかとなったわけだ。

### ■ なぜ国は控訴を断念したのか？

本判決は、分掌変更に伴う分割支給は認められないと考えていた多くの税理士に對して大きなインパクトを与えている。

だが、解せないのは、なぜ国側は一番で判決を確定させたのか、という点だ。

一般的に裁判で上訴を断念するのは、上級審で原審を覆す新たな事実を提出できる可能性が低いと判断したケースだ。

例えば、本件では、国側が退職金の支給額の決定経緯について、不透明な点があることから債務の確定に至っていないのではないかと主張をしているが、これについては判決で明確に排斥されている。つまり、国は自らの主張を補強するための新たな事実を見出せないと判断したのではないかと推論できる。

また、通達9-2-28について、国税庁は「分掌変更であっても実質的に退職しているという事実があるものについて一律に適用がないというのではなく、分掌変更に至った事情や支払時期などを踏まえ利益調整的要素があるものについてまで認めるものではない」との見方を示していることも大きく作用していると考えられる。

つまり、これを裏読みすれば、本判決では、利益調整目的の分割払いであるという国側の主張が明確に排斥されており、この点を覆す新たな材料を見出せなかった結果、本通達の趣旨、及び従前からの国税庁の本通達の解釈に對して批判を加えたものではないと整理し、高裁で同様の主張を繰り返すのは無理がある、との判断がなされたのではないだろうか。

### ■ なぜ通達の改正が行われないのか？

「本判決で通達9-2-28に對する国の主張が認められなかったのだから、通達を改正すべきではないか」との意見も聞かれる。この件について国税庁は、上

記のとおり、判決では本通達に關して内容の変更を迫っているものではなく、また国税庁が従前より行ってきた解釈に批判がされたものではないことから、本判決によって通達を改正する必要はない、との認識を示している。

### ■ 本判決に基づく税務のポイント

退職金の分割支給については、課税サイドから「なぜ分割しなければならないか」との疑義がもたれがちだ。というのも、同族会社では多額の生命保険金や土地等の売却に伴う収入があった事業年度に、分割した退職金を支払うケースも散見される。つまり、恣意的に利益調整の具として利用することが可能であり、また実際にそのような例も多い。

本事件では「退職に際して退職金の全額を支払うことで赤字申告とすると経営に悪影響をもたらす」との納税者の主張に對して、裁判所は妥当とみなしていることから分かるように、経済合理性があるならば当然に税務否認は回避できる。

また本判決でも指摘されているように、予め分割支給を行うことを確定していた証拠として退職金の「総額」と「支給期間」を決定しておくことも重要だ。

支給期間については実務上、一般に「3年以内」とされているようだが、この期間を経過して未払状況が継続していたとしても、経営状況を踏まえて合理的に定められている場合には、認められる余地があると考えられる。いずれにしても、このような場合には、直ちに支払えず分割支給することに至った事情等を疎明資料として残しておくことが賢明であろう。

## 税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士の報酬等を関与先の口座から引き落とし、税理士の口座へまとめて入金する税理士報酬専門の自動集金システムです。

e-NETの集金支援システム特許取得  
＜特許第5117097号＞

税理士協同組合  
事業だから安心

関与先 1 件から  
利用できます

未収防止  
業務負担の  
軽減に効果大

ご利用  
税理士事務所 17,500 事務所

# 信頼 No.1

全国の税理士先生と関与先から  
高い信頼をいただいています。

### 新規申込 プレゼント

ホームページより利用申込書を作成し、  
新規お申込みいただいた先生へ  
もれなく、QUO カード  
1,000 円分プレゼント

### ご紹介者 プレゼント

お知り合いの先生をご紹介ください。  
ご紹介頂いた先生が本制度をご利用された場合  
ご紹介者に、QUO カード  
3,000 円分プレゼント



税理士協同組合 株式会社  
事務代行社 日税ビジネスサービス  
〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

【お問い合わせ・資料請求は】  
☎0120-155-551  
携帯から 03-3345-0888

報酬自動支払制度 🔍 検索



10860426(05)

# 熊王税理士の ワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

## 法人税確定申告の期限を延長 消費税の申告書提出に注意

**Q** 当社は3月決算法人ですが、申請により、法人税確定申告書の提出期限を6月末日まで延長しています。これにより、消費税確定申告書の提出期限についても自動的に延長されることになるのでしょうか。

### **A** ○消費税における申告期限の延長制度

法人税の世界では、会計監査などの理由により決算が確定しないため、申告書を提出期限までに提出できない事情があると認められる場合には、申請により、申告期限の延長が認められています（法75の2）。ただし、消費税については法人税のような申告期限の延長制度はありませんので注意が必要です。たとえ決算が確定していなくとも（？）消費税の申告書は課税期間の末日の翌日から2か月以内に提出しなければなりません。国税の申告書はたとえ1日でも

提出が遅れると原則として「本税×5%」の無申告加算税が課されます。以前、関西電力が消費税の確定申告にあたり、本税は期限内に納めたものの、申告書の提出が期限後になったことから無申告加算税が12億円課されたというとんでもない事件がありました。申告書の出し忘れにだけはくれぐれもご注意ください。

### ○平成27年度改正

関西電力の事件を受け、平成18年度改正では、期限内に納付すべき税額の全額を納付し、かつ、法定申告期限から2週間以内に申告書を提出することを条件に、無申告加算税を課さないこととしました。この取扱いについて、平成27年度改正では、申告書の提出期限を2週間から1か月に延長しています（通法66㉔、通令27の2㉔）。

### ○個人事業者の確定申告期限

消費税の確定申告書の提出期限は、個人事業者と法人の区別

なく、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされています（消法45㉔）。ただし、個人事業者については、所得税の確定申告期限が3月15日であることを考慮し、12月31日の属する課税期間については更に1か月延長して3月31日までに申告すればよいこととされています（措法86の4㉔）。

### ○課税期間の短縮制度

消費税の課税期間は、所得税および法人税の計算サイクルにあわせ、個人事業者は暦年、法人は事業年度と定められています。ただし、事業者が所定の届出書を提出した場合には、原則1年間と定められている課税期間を3か月または1か月に短縮することも認められています（消法19㉔）。例えば、個人事業者が課税期間を3か月に短縮した場合には、1月1日～3月31日課税期間分の申告書は5月31日まで、4月1日～6月30日課税期間分の申告書は8月31日まで、7月1日～9月30日

課税期間分の申告書は11月30日までに提出し、最後の10月1日～12月31日課税期間、すなわち、大晦日を含む課税期間分の申告書だけが1か月延長されて翌年3月31日となるのです。

また、消費税および地方消費税は、原則として確定申告書の提出期限までに納付することとされています（消法49）が、個人事業者で振替納税の手続きをしている場合には、毎年4月下旬に指定した金融機関から納付税額が自動引き落としとなります。ただし、法人には振替納税の制度はありません。



くまおう まさひろ  
熊王 征秀  
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル ～審判所の視点～

### 幼稚園の園長に退職金を支給 嘱託園長としての再雇用に当局が「待った！」



学校法人である請求人が設置運営するM幼稚園。平成元年、A氏は理事を兼務する園長に就任し、平成15年に理事長に就いた。A氏が60歳に近づいた頃、定年退職を前提に、B副園長に後任の園長になってほしいと何度となく頼んだが、園の顔としての役割は荷が重いなどと引き受けてもらえなかった。その頃、M幼稚園の40周年記念式典を控えており、後任の園長の引き受けもないまま退職することもできず、A氏は平成22年3月末での定年退職を断念した。

その後もB副園長に園長の後任を頼んだが、依然として引き受けてもらえず、最終的にB副園長の役職は副園長としたままで、実質的には園長の仕事をしてもらうことで了解してもらい、平成24年3月31日をもってA氏は定年退職した上で、園長の役職に再雇用という形で就くことになった。

請求人はA氏に対し、平成

24年5月1日付「退職金支払通知書」を交付し、同日、A氏の預金口座に金員を振り込んだ。しかし、原処分庁は、退職に当たる事実がないことから、金員に係る所得は給与所得（賞与）に該当するとして、源泉徴収に係る所得税の納税告知処分等を行ったことで争いが起きた。

#### 実質的に単なる従前の勤務関係の延長か否か

請求人は、「A氏は、平成24年4月1日以降、常勤の園長から非常勤の嘱託園長となり、園長として行うべき業務の大部分を副園長に委ね、自身はサポート役に徹しており、A氏の勤務関係の性質や内容に重大な変動があった」、「A氏は定年退職後、請求人との間で再度雇用契約を締結し、雇用形態や勤務時間、基本給も変わっており、労働条件に重大な変動があった」として、「実質的に単なる従前の勤務関係の延長とみることはできず、金員に係る所

得は退職所得に相当する」と主張。

一方の原処分庁は、「A氏は、平成24年4月1日以降もM幼稚園の園長として他の常勤職員と同様に出勤し、請求人から給与を受領していることから、勤務関係は終了していないと認められる。また、理事長の業務も行っており、B副園長に『引き継いだ』なる行為は、事務を代行させた（手伝わせた）にすぎない」、「A氏の勤務時間は週30時間を超えていたと推認され、基本給等は3分の2程度に減額されているが、減額された割合や金額等に重大な変動があったとは認められない」とした。

両者の主張について、審判所は「A氏は、請求人の理事長およびM幼稚園の園長としての地位にあるものの、実質的な園長としての職務のほとんどをB副園長に引き継ぐことで、その職務内容は量的にも質的にも大幅に緩和された」、「A氏の行う職務全体に占める理事長の職務の割合は、M

幼稚園の園長の職務に比べてごく僅かなものであった」、「A氏の雇用契約上の勤務時間や基本給は、他の再雇用された教職員と同様に変更されている」などとして、「A氏と請求人との勤務関係は、その性質、内容および労働条件等に重大な変動があり、形式的には継続している勤務関係が、実質的には単なる従前の勤務関係の延長とみることができない特別の事実関係があると認められる。また、金員が一時金として支払われていることから、金員は、『退職所得、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与』の『これらの性質を有する給与』に該当すると認められる」と判断。金員に係る所得は退職所得に該当するため、請求人に対する納税告知処分は違法であるとして、その全部を取消した。

## 明細書から調書へ格上げ

# 財産債務調書の概要と注意点



平成27年度税制改正により、これまでの「財産債務明細書」が「財産債務調書」に格上げされた。平成27年分確定申告からスタートする新しい制度について、その概要や注意点などを国税OBの松林優蔵税理士(東京・中央区)に話を聞いた。

### 松林 優蔵 税理士

昭和58年、国税局資料調査課 国税調査官。平成2年、税務署資産税部門 総括上席調査官。同4年、国税局課税部 資料調査課主査。同15年、税務署特別国税調査官(資産税調査担当)、同16年、税務署特別国税調査官(資産税評価担当)。同21年、国税局課税部 資料調査課課長。同23年、税務署長。同24年、税務署長。同25年7月に退職し、翌月に税理士登録。(一社)租税調査研究会主任研究員、現在に至る。

#### ——まず、財産債務調書の提出制度の概要についてお聞きします。

これまで所得税の確定申告において、その年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2000万円を超える人は、その年の12月31日現在の財産や債務の種類や金額を記入した「財産及び債務の明細書」を提出する必要がありました。この所得基準に、総資産3億円以上または国外転出特例対象財産(有価証券等)1億円以上の資産基準が新たに追加され、さらに記載内容として財産の所在や時価額などを加えた「財産債務調書」の提出制度が平成27年分の確定申告からスタートします。

#### ——なぜ、明細書から調書に変わったのでしょうか。

財産債務明細書には、質問検査権も所得税調査の一環として付与されていました。しかし、課税当局も未提出者に対して督促を行ってききましたが、提出義務のある納税者の提出割合は約40%といわれています。また、記載すべき事項も大まかで、金額の記載がないものも多く、課税当局が所得税等の申告の適正性を検証することが困難だったことが、要因のひとつと言えます。また、今年7月に一足早く整備された「国外転出時課税制度」を補完する目的もあるようです。

#### ——国外転出時課税制度の補完とは？

国外転出時課税制度の適正な課税を確保するためには、課税当局にとって対象財産の保有状況や時価額等の情報が不可欠とされています。しかし、従来の財産債務明細書では不十分だったことから、保有有価証券1億円以上の納税者に財産債務調書の提出義務を課し、併せて有価証券の取得価額も記載することになったようです。

#### ——財産債務調書を提出しなかった場合、罰則などはありますか。

財産債務調書には不提出等の罰則規定はありません。一方、平成24年度税制改正において「国外

財産調書」の提出制度が創設されましたが、偽りの記載や不提出に対する罰則規定が設けられています。この違いですが、財産債務調書の提出および記載の対象となる財産は、ほとんどが国内に所在する財産と考えられますが、国外財産調書の対象となる財産は国外にあるため、課税当局の調査権限が及ばないことから罰則規定があるといわれています。ただ、財産債務調書についても「提出」と「正確な内容の記載」を確保するため、インセンティブ措置が設けられています。

#### ——インセンティブ措置とは、どのようなものなのでしょうか。

所得税や相続税に申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を5%軽減します。一方、財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税等を5%加重するという措置です。なお、過少申告加算税等の5%の加重措置は、本人のみとされています。そのため、被相続人の財産債務調書の未提出や不記載、不十分な記載などの責任は相続人に負わせないとしていますので、相続税については5%減算措置のみで、加重措置は適用対象外となります。

#### ——財産債務調書に記載する財産価額の算定方法について教えてください。

財産債務調書に記載する価額は、原則として、その年の12月31日現在の時価とされています。時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額、専門家の鑑定評価額等とされています。ただ、財産の時価を算定することは難しく、また、相続税の申告書を作成するための評価を毎年行うようなことになれば手間がかかりますので、提出者の負担を軽減させるため、見積価額を記載することも可能となっています。

#### ——見積価額はどのように計算するのでしょうか。

棚卸資産については「事業所得

の計算の基礎となった棚卸資産の評価額」、減価償却資産については「事業所得等に係る減価償却後の価額」と定められていますが、これ以外の財産の見積価額の算定方法は、「取得価額」や「売買実例額」を基に合理的に算定した価額とされています。また、相続税等の財産の評価方法として定められた「財産評価基本通達」に基づき見積価額を算定しても良いことになっています。

#### ——土地や取引相場のない株式の見積価額とは？

土地については「固定資産税評価額」を見積価額としても良いとされています。また、取引相場のない株式の見積価額は、売買実例等がない場合には、その法人の直前期末の帳簿価額上の純資産額に持株割合を乗じて算定した価額を見積価額としても良いことになっています。詳しくは、国税庁のホームページに「財産債務調書の提出制度(FAQ)」がありますので、そちらを確認して頂きたいと思えます。

#### ——財産債務調書について注意点があれば教えてください。

まずは、税理士が関与先の資産状況などを確認し、財産債務調書の提出義務の有無を判定することが重要なポイントといえます。また、関与先からすべての財産の報告を受けなければ、正確な財産債務調書を作成・提出することはできませんので、財産債務調書制度の趣旨を丁寧に説明し、関与先の理解を得ることが大切だと考えます。

#### ——そのほかに注意点はありますか？

所得税・相続税ともにインセンティブ措置の判断の対象となる年分の財産債務調書を提出していなければ、たとえ他の年分の財産債務調書を提出し、修正申告等の起因となる財産を記載していても、インセンティブ措置を受けることはできません。財産債務調書の提出義務のある年においては、確実に正確に提出したいところです。また、未提出や記載漏れが見

つかった時などは、速やかに提出・訂正すべきでしょう。

#### ——提出期限が過ぎた後に提出しても大丈夫なのでしょうか。

提出期限を過ぎた後に財産債務調書の提出があっても、調査があったことにより更正決定を予知してなされたものでなければ、加算税の5%減算のインセンティブ措置を受けられる可能性があります。財産の記載漏れや重要な事項の記載が不十分な場合も、財産債務調書を再提出することで、同様にインセンティブ措置を受けられる可能性があります。ただし、一部分のみの記載や訂正は提出したことになりませんので、追加訂正部分も含めてすべての財産債務を記載する必要があります。

#### ——資産額が3億円以下でも、それに近い資産があれば、とりあえず提出しておいた方がいいのでしょうか。

提出義務がないのに財産債務調書を提出しても、加算税の5%減算のインセンティブ措置を受けることはできません。逆に、提出義務者が財産債務調書を提出しても、修正申告等の起因となった財産について不記載または記載が不十分であれば、インセンティブ措置を受けることはできません。

#### ——今後、相続税調査などに財産債務調書は活用されるのでしょうか。

相続税等の調査において、明細書以上に財産債務調書の活用度合が高まることが予想されます。特に、財産債務調書を提出する際には「財産債務調書合計表」も提出しなければなりません。この合計表はOCR様式となっていますので、課税当局がデータ化して管理することが推察されます。今後は、合計表の中にマイナンバーの記入欄も設けられるのではないのでしょうか。いずれにしても、納税者自身が財産債務調書を作成するのは難しいと思いますので、税理士のサポートが欠かせないのは間違いありません。

## 相続対策の有効な手段

## 子や孫への生前贈与を考える

相続対策の有効手段として子や孫への「生前贈与」が注目されているが、様々な贈与制度があるだけに、家族構成や資産の状況に見合った最適な活用法を選択したいところだ。そこで、子や孫への贈与で利用できる贈与制度を取り上げ、それぞれの効果や注意点を検証する。 アドバイザー／英和税理士法人

今年からの相続税増税で、相続対策の有効な手段としての「生前贈与」への注目が高まっています。

そうしたなか、贈与制度は『結婚・子育て資金の一括贈与制度』が新設され、7種類に増えました。子や孫への贈与にしても、どの制度をどういった場面で選択すべきか悩ましいケースも出ています。

各制度の特徴を元に、相続対策効果や注意点などを踏まえた活用法を考えてみましょう。

## ■贈与で財産の早期移転を図る方向に

贈与税は、当初相続税の補完として設けられました。相続税を軽くするために補完目的で生前贈与する人には高い税率で贈与税を課し、徴収もれを防ぐというものです。

2003年の相続時精算課税制度の登場を機に、贈与制度は税負担不要の大型贈与制度を充実させる方向へ大きく転換しました。

税収確保よりも、裕福な祖父母世代から子や孫世代への財産の早期の移転を図り、消費を活性化するという経済効果を狙った制度となっています。

## ■各制度の特徴と活用時の留意点

下表では、子や孫への贈与で活用できる制度をまとめました。(配偶者への贈与の特例、自社株関係は除外しています。)

## 【暦年贈与】

## ★成人の子・孫向け「特定贈与制度」が登場

今年から、直系尊属(祖父母や父母)から子や孫への贈与が「特定贈与」として、軽減税率が設けられました。一方最高税率は、相続税と同様55%へと引き上げられています。

## 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	成人の子と孫(特定贈与)		左記以外(配偶者、未成年の子と孫、他人)	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

## ★まとまった贈与も1週間で実現

年末年始と2度にわたる贈与なら基礎控除(110万円)がダブルで使え、まとまった贈与がわずか1週間で実現します。例えば、贈与額410万円(基礎控除後300万円)では贈与税が35万円で、2回の贈与で、750万円もの財産を移転できる計算となります。

暦年贈与では、多くの相手に何年にもわたって少額の贈与をしておけば、相続財産減らしの効果が大きくとれます。若干贈与税負担が出て、相続税率より低い税率での贈与を繰り返すことで、相続対策効果が得られます。

## ★「名義預金」で失敗しないためには？

現金贈与は簡単そうにみえるため、税理士に相談せず行われるケースが多く見られます。ところが、相続税の税務調査では預金口座は必ずチェックされ、子名義の通帳や銀行印を親が管理していた、親が勝手に引き出していたなどの事実が発覚して、「名義預金」として相続税が追徴される例が後を絶ちません。

贈与するお金の渡し方、贈与契約書の作成、贈与後の資金管理、通帳や印鑑の管理など、単純な現金贈与といってもコツがあります。せっかくの贈与が無駄にならないよう、お客様へはリスクを案内し、事前に相談いただけるようにしておきたいものです。

## ★無駄遣いを防止するには？

現金贈与では、「無駄遣いされては？金銭感覚がずれてしまうのでは？」など、親の心配はつきません。次のように、資金の使い道も一緒に案内できればその不安も解消できます。

## &lt;生命保険と組み合わせた生前贈与&gt;

贈与資金を元に生命保険に加入して、事実上お金を使いにくくする方法です。

例えば、次のように保険に加入し、できれば保険料は子の口座からの引落としとします。

- ・契約者：子ども
- ・被保険者：親
- ・保険金受取人：子ども

子は親の相続発生時に死亡保険金を一時所得として受け取り、将来の納税資金などとして活用します。

## &lt;運用と組み合わせた生前贈与&gt;

資金を資産運用に回させるのも一法です。無駄遣いの心配が解消し、子や孫の将来に向けた資産形成の支援にもつながります。

たとえば来年4月からスタートするジュニアNISAでは、年間80万円(5年分で計400万円)を非課税で運用できますから、暦年贈与の基礎控除額内で合法的に資金援助できます。成人の子や孫なら、NISAの非課税限度額(年間120万円を5年分で600万円)の活用余地もあります。

## 子や孫への贈与で利用できる贈与制度の比較一覧表(2015年9月現在)

制度名		贈与者の要件	受贈者の要件	制度の概要	税率、非課税限度など	相続対策効果	相続税の課税
暦年贈与	特定贈与	直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上の子・孫	1暦年の贈与財産の価額のうち、基礎控除額(110万円)を超えた部分に課税。	・特定贈与税率 ・110万円以下は非課税  ・一般贈与税率 ・110万円以下は非課税	○	相続や遺贈で財産を取得した者は、相続開始前3年以内の贈与財産が課税対象
	一般贈与	制限なし	制限なし				
相続時精算課税	原則	60歳以上の者(祖父母または父母)	20歳以上の推定相続人及び孫	2,500万円以内の贈与は非課税だが、将来、相続発生時に贈与価額で相続税が課税。一度この制度を選択した贈与者からの贈与では、暦年贈与を使えない。	・累計2,500万円まで非課税 ・その超過部分は、一律20%課税	△	すべて相続財産に加えて相続税が課税される。過去の贈与税納税額は相続税から控除する。
住宅取得資金の贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上(合計所得2千万円以下)	資金の贈与を受けて住宅取得にあてた場合、非課税限度額まで贈与税が課されない。(居住要件等あり)	契約時期に応じた非課税限度額内まで非課税(次ページの表参照)	○	生前贈与加算なし
教育資金一括贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	30歳未満の子・孫	教育資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度に引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり1,500万円まで非課税	○	生前贈与加算なし
結婚・子育て資金の一括贈与(2019年3月末まで)		直系尊属(祖父母や父母など)	20歳以上50歳未満の子・孫	結婚・子育て等の資金を子や孫の信託銀行等の口座に預け入れて贈与が完了。本人が教育費等を支払う都度、引き出して使えるが、目的外使用部分には贈与税がかかる。	受贈者1人あたり1,000万円まで非課税(※結婚費用は300万円以内)	△	贈与者の相続発生時の残高に相続税が課税される。(ただし、孫でも2割加算は不要)。

## 【相続時精算課税制度】

## ★改正で対象者が拡大

親や祖父母から最大2,500万円まで非課税で贈与できる、大型贈与制度の第一号です。といっても、いまは贈与税が非課税でも、将来「贈与時の価額」で相続税の対象となるため、活用メリットが確実に見通せるときに使いたい制度です。

今年の改正で利用対象者が増えています。

- 贈与者の範囲：65歳以上の親から『60歳以上の祖父母または親』へ拡大。
- 受贈者の範囲：推定相続人である20歳以上（贈与の年1月1日時点）の子に、孫が加えられました。

ただし、孫は法定相続人ではないため、相続税の2割加算の対象となる点に注意が必要です。

## ★制度利用時の注意点は？

「贈与時の価額」で相続税が課されるため、建物のような『値下がりする財産』の贈与には不向きです。また、贈与を受けた財産が将来の相続発生時になくなっている場合、相続税がかかることにも注意が必要です。

この制度を利用すると、以後はその贈与者から暦年贈与が受けられません。“将来、相続税がかからない”と考えて制度を利用した方の中には、相続税の基礎控除などの増税で課税対象となってしまう、“暦年贈与の方が有利だった”と後悔するケースも出ています。

またこの制度で贈与を受けた宅地は、小規模宅地の評価減や物納の対象になりませんので、適用余地がある宅地などは贈与候補から外した方がよいでしょう。

## ★収益物件や自社株の名義変更にも有効

相続時精算課税制度は相続財産の削減効果は期待できませんが、財産の前渡しによる効果が期待できます。

まずは親の意思で生前に贈与してしまうので、遺言書に頼らずに子へ財産を残せます。もちろん、遺留分への配慮は必要です。

また賃貸物件を子へ贈与すれば、家賃が子の収入となり早くから資産形成を図れる一方、贈与者本人の財産が増えずに済むため、一種の相続対策となります。将来、収用予定で値上りが確実な土地なども、低い評価額のうちに贈与できて有効です。

後継者へ早く支配権を移転させるため、自社株贈与に利用する方法もあります。株価引下げ対策と合わせて実施すれば、より多くの自社株を短期間に移せます。支配権の移転を最優先課題とするケースでは有効な手法です。

贈与後に経営がうまくいけば、自社株評価が上がっても、贈与時の低い株価で相続税を支払えば済み、相続対策効果を得られます。

## 【住宅取得資金の贈与】

## ★改正で消費税率と連動へ

住宅取得等資金の贈与は、適用期間が2019年6月末まで延長され、非課税限度額が消費税率と連動する制度に見直されました。

たとえば、住宅請負契約の税率は増税の6ヵ月前からあがるため、非課税限度額も増税予定の2017年4月の前年10月からあがり、3,000万円（省エネ住宅以外は2,500万円）となっています。

## ★相続時精算課税とのセット活用も

住宅取得資金の贈与は、暦年贈与か、相続時精算課税との併用が可能です。

相続時精算課税の贈与のうち住宅資金目的なら“贈与者60歳以上”の年齢制限はないため、50代の若い親御さんも利用できます。今年であれば、1,500万円に2,500万円を加えた計4,000万円（省エネ住宅）が非課税限度額です。

## 住宅取得資金の贈与の非課税限度額

2017年4月から消費税率10%になる前提

契約締結時期	省エネ住宅		その他住宅	
	1,500万円		1,000万円	
2015年1月～12月	1,500万円		1,000万円	
2016年1月～9月	1,200万円	税率8%※	700万円	税率8%※
2016年10月～2017年9月	3,000万円	1,200万円	2,500万円	700万円
2017年10月～2018年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2018年10月～2019年6月	1,200万円	800万円	700万円	300万円

※万一税率があがらなかった場合の非課税限度額

## ★相続対策としては逆効果！？

子が自宅を所有すると、相続時に親の自宅敷地は小規模宅地の評価減が適用できません。

名義にこだわらなければ、子の家を親が建てれば年々評価が落ちて相続対策になる上、子は家なき子そのままなので、相続時に親の自宅敷地について小規模宅地の評価減の適用余地があります。（配偶者や同居親族がおらず、申告期限まで保有することが要件）

## 【教育資金の一括贈与】

## ★改正でさらに使いやすく

教育資金の一括贈与は、2013年の制度開始後は予想を大きく上回る人気で、今年3月末時点での累計契約件数が12万件、契約額は約8,030億円にのぼっています。

今年の改正で教育資金の用途に、定期券代、留学渡航費が加えられ、期間が2019年3月末まで延長されています。

## ★大きな相続対策効果

「4人の孫に1,500万円ずつ贈与すれば、6,000万円の財産減らし効果」が生じ、短期間で多額の相続対策効果が実現できます。贈与資金のうち、子や孫が30歳までに使いきれなかった額や教育費以外に使われた金額は贈与税の対象となるものの、贈与者の相続財産には含まれない点が最大のメリットです。

孫の教育資金という大義名分があり、相続が間近に迫っている方も使える大型対策としての活用がベストといえましょう。

## ★教育資金は、元々非課税！

元々、孫の教育費等を“必要な都度”祖父母が負担しても、『扶養義務者間の贈与』なので贈与税の対象にはなりません。この制度で

初めて「孫の教育費を無税で贈与できるようになった！」と勘違いされた方も多かったようです。

この制度スタートで問い合わせが増えたためか、国税庁は『扶養義務者（父母や祖父母）から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ & A』を公表しました。中でも説明がある通り、生活費、教育費、結婚・出産費用とも、都度負担された資金については贈与税が非課税です。ただし、使い切らずに残った資金があれば贈与税の対象となります。

## 【結婚・子育て資金の一括贈与】

## ★残高に相続税の課税リスク！

教育資金贈与の人気に気をよくしてか、今年から登場したものが「結婚・子育て資金の一括贈与」制度です。

結婚や子育てに使う目的で1,000万円まで非課税で贈与できますが、50歳までに結婚や子育てで使い切れなかった金額があれば、贈与税の対象となります。

ただし教育資金の一括贈与と異なり、贈与者の相続発生時には贈与口座の残高が相続財産となる点に注意が必要です。

具体的には、祖父が未成年の孫へ“いつか結婚する日のために”と1千万円を贈与した後、使う機会のないまま祖父の相続が発生すると、口座の1千万円全額が相続財産として相続税の課税対象となります。

ただし、このケースのように受贈者が孫でも、相続または遺贈により結婚・子育て資金の一括贈与の残高以外の財産を取得していなかった場合には2割加算の対象にはなりません。

また、孫が暦年贈与で生前贈与を受けていた場合も、3年以内の生前贈与加算の必要もありません。

## ★贈与のタイミングを十分検討

相続税課税のリスクを避けるには、結婚や子育て予定がある子や孫への贈与で、必要な額の範囲で利用するほかなさそうです。

実際には、結婚費用や子育て費用も教育費と同様、その都度贈与しても贈与税は非課税であり、また、2019年3月末までの期間限定のため、使われる方は意外に少なそうです。

我々税理士は“贈与による相続対策効果”ばかりに気をとられがちですが、贈与する側の想いが伝わり、もらう側が感謝の気持ちが持てる、意味ある贈与を応援したいものです。

## 相続対策の必要性がわかる 無料アプリ “かんたん相続診断”

どんな相続対策が必要か、どの制度を使った贈与に適しているかを判断するには、財産の現状と将来の相続税の把握が重要です。

英和コンサルティング(東京都品川区)制作の“かんたん相続診断アプリ”は、財産額概算と相続人を入力するだけで、相続税額などが計算でき、納税や相続争いのリスク状況や問題点が自動コメントされる無料のアプリです。(配偶者の税額軽減、小規模宅地の評価減は計算されません。)

重くなりがちな相続の話題も、お客様と話しながらゲーム感覚で入力できるので、きっかけ作りにも有効です。

無料アプリでiphone、androidスマートフォンいずれでも利用できます。



税理士だからできる!

# 相続対策になる戦略的生前贈与のススメ

今年1月に相続税の増税が実施され、財産の生前贈与の動きが活発になってきた。最近のデータでも、暦年贈与の場合、現金などの贈与が件数ベースでも金額ベースでも急増している状況だ。しかし、相続対策として、安心・確実な現金贈与をするにはコツがあるという。長年、資産家のコンサルティングに携わってきた税理士法人タクトコンサルティングの本郷尚税理士に話を聞いた。

——相続税対策のニーズが増えていると聞きますが、有力な対策で、しかもお客様の理解が得やすい方法があれば教えてください。

シンプルで大胆な贈与ができる現金の暦年贈与です。相続税の最高税率が適用される規模の資産家であれば、時間をかけて、相続時に適用される相続税の税率より低い「贈与税の実効税率」で贈与をすると、相続財産を減らすことに繋がりますので節税になります。分かりやすいため、実際、多くの資産家がトライする方法です。問題は、具体的に実行する場面です。

——どのような問題があるのでしょうか？

たとえば、それほど遠くない相続のことを考えて、高齢の資産家本人が金融機関に出向き、振込みでお金を贈与しようとしています。すると、振込詐欺を防止しようと金融機関の方が強いチェックをしていますので、それに引っかかるのです。ただでさえ、現金預払機の引き出し・振込み操作が心もとないところにもってきて、詐欺ではないことの説明などを強いられ煩雑なことになります。会社の社長として社会に貢献した立派な方でも、高齢になればなるほど、そうした煩雑なことがあると、すぐに嫌になってしまうものです。

——なるほど、意外な問題点ですね。

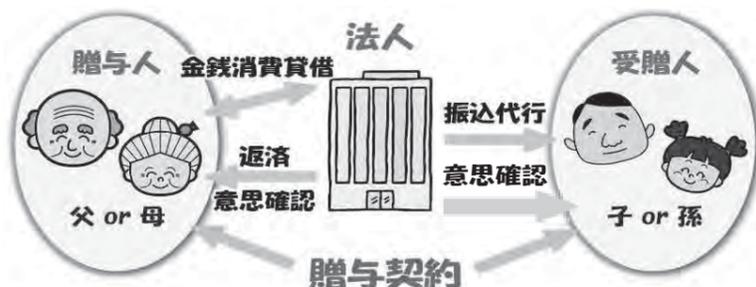
それだけではありません。贈与した後、きちんと贈与税の申告・納税が行われているかどうか、これも問題になります。後々になって税務署のチェックが入り、申告漏れの指摘、本税・加算税が追徴されるようなことになれば、せっかくの生前贈与が台無しです。

——高齢の資産家本人にそこまでの目配せは出来るでしょうか？

ご本人がすべてに目配せするのは、無理でしょう。贈与を受ける側の問題もあります。たとえば贈与を受ける人が未成年だったり、海外に出ているりする場合は、また、贈与の事実を自分の配偶者に知られたくないといった気持ちから、手続きがおろそかになる事態が生じます。また、贈与を受ける人の年齢が、一番お金の必要な時期となると、とにかく目の前にある費用のやりくりが優先されてしまう懸念もあります。そこで、財産管理会社を利用した贈与の方法を利用することも考えてみてはいかがでしょうか？

——それは、どんな手法ですか？

これは、贈与する資産家に不動産等を管理する同族法人がある場合、実行できる手法です。具体的には次のようにします。



- ① 贈与者(オーナーなど資産家本人)から贈与者の資産管理会社へ資金を貸し付ける。  
※貸付に当たり、会社の資金需要や金利に関して配慮する。
- ② 会社は贈与者から「役員借入金」として資金を受け入れる。
- ③ 会社は例えば毎年合計2000万円(子や孫4人、各人500万円)を贈与者に返済する。
- ④ 毎年贈与と契約書を作成する。各人署名押印する。確定日付を押印する。
- ⑤ 上記返済金500万円を贈与者から子や孫への贈与金額とし、資産管理会社が各受贈者に振り込むことにする。
- ⑥ 500万円を振り込むときに贈与税48万5千円を資産管理会社が天引きして預かる。500万円-贈与税48.5万円=451.5万円。子や孫の預金口座には手取り金額451.5万円が振り込まれる。
- ⑦ 翌年3月15日までに贈与税の申告は税理士が贈与税の申告書を作成し、受贈者が押印、贈与税48.5万円は会社の預り金から納付する。  
※会社の振り込み代行等の手数料、税理士の贈与税申告業務の報酬に注意する。
- ⑧ 上記の贈与に関する一連の手続きは当事者の資産家本人やその子の手を煩わすことはない。  
※会社が手続等(サービス)を行っているため、その報酬の問題が生ずる。

——この手法のポイントを教えてください。

この手法は、本人が金融機関の窓口で行うことと比べて次のような点で煩雑さをなくしています。

- ア、贈与時、贈与者本人による預金の振込み手続きは不要
- イ、子や孫の贈与税の申告と納付も会社に関与する税理士が処理する
- ウ、預金の引き出し、振込み手続き、申告、納付さらに贈与と契約書の保管等の一連の事務処理の流れはすべて会社に関与する税理士が記録、保管する

通常、贈与は、贈与者と受贈者双方の意思の合致に基づく贈与契約の成立に始まり、その実行、贈与税の申告と納付が必要ですが、それらの事実を証明するため、贈与契約書を作成・保存し、贈与の実行はできるだけ受贈者の管理する預金口座への送金により行います。このようにして事務処理を長年きちんとやれば大型な節税をほとんどリスクなく確実に実現できます。それゆえに、事務処理をしっかりとやれば、数億円ほどの資金を動かすことも十分可能だと考えます。

——税理士先生が関与することにメリットはありますか？



本郷 尚 税理士

昭和48年、税理士登録。同50年、本郷会計事務所開業。同58年、株式会社タクトコンサルティング設立。平成15年、税理士法人タクトコンサルティング設立。平成24年、株式会社タクトコンサルティング代表取締役を退任し、会長に就任。不動産活用・相続・贈与・譲渡など資産税に特化したコンサルティングを展開。資産税を軸とした税理士として、執筆、講演にも注力。

もちろんあります。税理士が関与して『手続きの要』になることがポイントです。税理士なら関与するお客様の法人の状況は把握できていると思います。それを足掛かりに、仕事の一環としてお客様へのサービスを行っていきます。お客様にとっては、申告漏れの指摘等による加算税などの流失を防ぎ、贈与の効果を保てることはもちろん、税理士が手続きの要になることで、贈与にともなう受贈者の税務申告に関する誤解、例えば「贈与を受けたら、配偶者控除は受けられるのか? 子供は扶養控除を受けられるのか?」などを上手に解消することもできます。それだけでなく、税理士にとっても、関与先の親族で次世代の受贈者と積極的に関係性を作ることができますので、将来的に相続の案件に発展した時、お客様親族を強くグリップできるメリットがあります。このことは、仮に案件化の際、他の専門家をパートナーとして迎えて、ともにお客様に関与していく場合にも、お客様からの信頼性と安心感で先んじているので主導的に振舞えると思います。

——贈与したお金を無駄遣いされてしまう心配もありますね。

確かに、親心として贈与したお金は大事に使ってもらいたいと思うものです。だからこそ、すぐに浪費されるのは何とか止めたいと考えています。そのような場合には、贈与した現金をたとえば年金保険の保険料とする、いわゆる「保険料贈与」を活用することも可能です。この場合は保険会社と話をすることになります。

——資産管理会社を持っていないお客様もいますが、その場合は別の方法がありますか？

管理能力があって信頼のおける子がいれば、口座を作ってその子に任せるのも、ひとつの方法ですね。この場合でも手続きの要を税理士が握ることで、契約・贈与税申告など手続きの不備や必要書類の遺漏が防止できます。新たな口座は名義預金になりますが、資産家ご本人にもしものことがあって相続が開始した場合には、口座に残ったお金は相続財産として申告し、後日当局の調査があったときにはその内実を問題なく説明できます。

——こうした生前贈与において、税理士先生は重要な役割の担い手になるわけですね。

はい。こうして生前贈与で資産家ご本人の願いを叶えるには、適正な納税義務の実現に寄与する使命とコンサルティング能力を併せ持った税理士こそが、その力を見せる絶好の場面ではないでしょうか。

# みなし贈与をめぐる争い

## 出資持分の相続税評価で 評価通達の形式適用を認めず!

朝倉 洋子 税理士

### I. はじめに

贈与税のかかる贈与とは、本来「あげます」「はい、もらいます」というように、お互いに合意の上、成り立つ契約で、民法549条に定められています。

しかし、税法上は、本人たちは贈与したつもりがないのに、贈与税のかかる「みなし贈与」という決まりがあります。

相続税法第9条は、贈与について、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」においては、その利益を受けた者は、その利益の価額に相当する金額を、贈与により取得したものとみなすと定めています。

今回、紹介する事件は、丙（原告・控訴人甲の母であり、かつ、原告・控訴人乙の祖母）が、自己が有していたC社出資の全部をA社及びB社に譲渡したところ、芝税務署長が、これらの譲渡が時価より著しく低い価額の対価でされたもので、その結果、同族会社であるA社の株式及びB社の持分の価額が増加したことから、その株主である控訴人らは相続税法9条にいう「対価を支払わないで」「利益を受けた」と認められ、価額が増加した部分に相当する金額を控訴人らが丙から贈与により取得したものとみなされるなどとして、贈与税の決定処分等を行ったことから、控訴人らがその取消しを求めたという事案です。

非上場会社の出資持分の相続税評価に当たり、評価通達188を適用すると、1口当たり500円の配当還元方式によって評価することができます。

しかし、平成27年4月22日、東京高裁は、実質的に支配関係が存在するとして、評価通達を形式的に適用せず、これを、1口当たり8万1204円となる純資産価額方式を適用するという判断を下しました（現在、上告及び上告受理申立て中）。

### II. 事案の概要

この事件は、酒類の大手卸売業を営むA社の株主であり、甲の母であり、甲の子である乙の祖母に当たる丙が、その保有するC社の持分をA社及びB社に対し譲渡したところ、芝税務署長が、その譲渡が時価より著しく低い価額の対価でされたものであり、その譲渡によっていずれも同族会社であるA社の株式及びB社の持分の価額が増加したことから、相続税法9条の規定によりその増加した部分に相当する金額を甲が丙から贈与により取得したものとみなされるとして、また、乙が、甲から上記の譲渡の後にB社の持分及び現金を贈与により取得したことについて、同条の規定により、その譲渡によって乙が甲と同様の利益の価額に相当する金額を丙から贈与に

より取得したものとみなされるとして、控訴人らに対し、贈与税の決定処分等及び更正処分等をしたことから、控訴人らが、その取消しを求めたという事案です。

### III. 裁判所の判断

同族会社に対する時価より著しく低い価額の対価での財産の譲渡により、譲渡を受けた会社の資産の価額が増加した場合には、その会社の株主又は社員は、その株式又は出資の価額が増加することにより、実質的にみて、その譲渡をした者から、その増加した部分に相当する金額を贈与により取得したものとみることができるものと考えられる。

相続税評価通達188(1)を形式的に適用すると、C社は、甲及びB社の同族関係者には該当しないことになる。本件における甲及びB社とC社との関係のように、前者が後者を実質的に支配する関係にある場合において、評価通達188(1)及び法人税法施行令4条2項を形式的に適用することは、結局のところ、この通達の趣旨にもとるものというべきであって、このような場合には、後者を前者の同族関係者とみることとするのが相当であり、その点において、同通達の定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情があるというべきである。

本件各譲渡に係るC社出資の価額の評価に

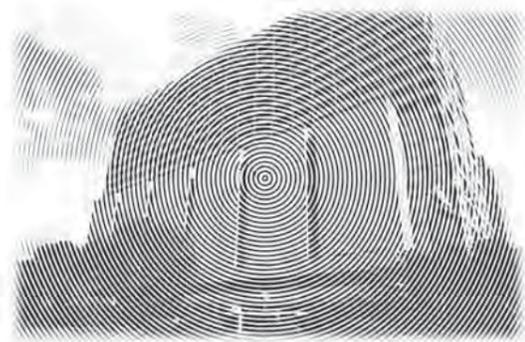
## 実質的に支配する関係として 配当還元方式の適用を否認

については株式保有特定会社通達を適用すべきであり、C社出資の価額を評価するに当たっては、評価通達189-3に定める純資産価額方式等によることとするのが相当である。

C社は、取引先13社が社員であった間、一貫して、甲及びその同族関係者によって実質的に支配されていたと認められるのであって、このような事情がある場合に、単独のグループの保有する株式数だけでは会社を完全に支配することができないといえる場合に評価減を行うものとした評価通達185のただし書を適用することは、その定めを設けた趣旨にもとるものというべきであって、その点において、同通達の定める評価方式以外の評価方式によるべき特段の事情があるというべきである。

本件各譲渡により、丙は、A社に対し、C社出資2万4000口を、時価19億4889万6000円のところで、9億4164万円で譲渡し、また、B社に対し、C社出資2万3995口を、時価19億4848万9980円のところで、9億4144万3825円で譲渡したものであって、本件各譲渡については、時価より著しく低い価額の対価でされたものであると認められる。

本件各譲渡によって、控訴人らは、それぞれ保有するA社の株式及びB社の持分の価額



が、甲につき合計3億9155万6650円、乙につき合計249万6000円増加していることから、控訴人らは、相続税法9条に規定する「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた」と認められる。

### IV. コメント

冒頭に書きましたように、本来の民法上の贈与でなく、本人たちは全く贈与などをする意思がなかったのに、贈与税のかかる場合について、税法は「みなし贈与」の規定を定めています。

この事件の場合も、祖母丙は、全く、贈与をしたつもりはなかったとしても、結果として、子や孫に贈与税がかかってしまったという結果となりました。

東京国税局課税第一部国税訟務官室から発信されている「課税関係訴訟事件判決速報No.1324」では、次のように解説しています。

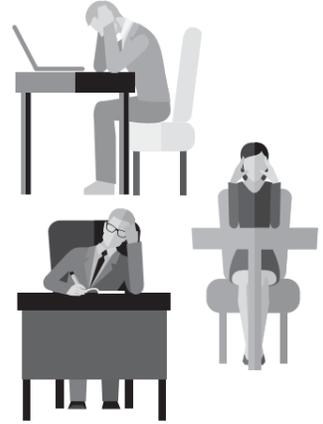
「本判決は、C社の支配状況について、形式的な議決権割合によら

ず、①C社の設立以降、甲及び乙が相当多数の持分を有していた、②本件13社がC社に出資した動機（主要な取引先（A社）との取引関係の強化、維持が目的であった）、及び③本件13社のC社の運営への関与状況（議決権行使は白紙委任又は議案に賛成の委任状を提出）等に基づき、甲及びB社がC社を実質的に支配していたと判示した。そして、これを前提に、C社の出資の評価に当たり、評価通達を形式的に適用することは、その趣旨にもとるから、C社を甲らの同族関係者とし、評価通達の定めによらない特段の事情があるとしてC社が所有するA社株式を配当還元方式ではなく類似業種比準方式で評価し、さらに、評価通達185ただし書きの適用はないとした。

判示事項2ないし6は、事例判断であるが、評価通達の定めによらない特段の事情の判定方法及びその具体的な考慮要素等は、会社の支配状況の判定に関する類似事案の判断に非常に参考となると思われる。」

※平成26年10月29日東京地裁判決（TAINSコード：Z888-1911）、平成27年4月22日東京高裁判決（TAINSコード：Z888-1934）

# 12月から義務化される ストレスチェック制度とは!?



労働安全衛生法の一部を改正する法律により、今年12月から従業員のストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける新たな制度がスタートする。従業員数50人未満の事業場については当分の間「努力義務」とされているが、「義務・努力義務に関わらず、会社として受け身の姿勢でいることは大きなリスク」と警鐘を鳴らすのは、社会保険労務士の古田明弘氏だ。現代社会におけるストレス障害に対し、経営者はどのように向き合っていくべきなのだろうか――。

――なぜ、ストレスチェック制度が義務化されたのでしょうか。

大きく4つの点が挙げられます。職業生活の中で強いストレスを感じている方の割合が非常に高い値で推移していること。近年、職場でメンタルヘルスに不調を覚える方が増加傾向にあること。実際に精神障害で労災認定される方が増えていること。自殺者に占める勤労者の割合が高水準で推移していること。こうした状況を踏まえ、会社が従業員に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックが事業者に義務付けられたわけです。

――職場のストレスが問題となっているわけですね。

従業員が会社という組織の中で仕事をしていく以上、外部から様々なストレスを受けるものです。そこで重要なのは、従業員が自分のストレス状態を把握し、ストレスを溜めすぎないようにすること。また、従業員のストレスが高い場合には、医師の面接指導などを受けさせる環境を整えることです。従業員自身のストレスへの気づき、会社によるサポート、この両面の体制を整えることが、今回の義務化の目的となっています。

――ストレスチェックは、どれくらいの頻度で実施すべきなのでしょう。

1年ごとに1回とされていますので、1回目は今年12月から来年の11月までに実施することになります。会社としてはまず、ストレスチェックを実施する実施者を決定する必要があります。恐らく、産業医や健康診断を実施している医療機関などに実施を依頼するケースが多いと思います。

――ストレスチェックでは、どのようなことが確認されるのでしょうか。

ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域をすべて含むこととされています。どのような調査票を使用するかは、事業者の判断に委ねられていますが、国では標準的な調査票として「職業性ストレス簡易調査票」を推奨していますので、それを参考にすることも多いのではないのでしょうか。

――ストレスチェックの結果は、会社に知られてしまうのでしょうか。

ストレスチェックの結果は、実施者から従業員に直接送付されますので、本人の同意がない限り、原則として会社が知ることはありません。ただし、結果の通知を受けて面接指導を希望し申し出た場合に、面接指導の対象となるかどうかの確認のために会社からストレスチェックの結果を提出するよう要請があった場合は提出の必要があります。

――高ストレス者であることを申し出ると、会社による不利益な取扱いが危惧されます。

高ストレスの従業員から面接指導の申し出があったことを理由に、会社が不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されています。面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転や職位変更なども行ってはいけません。高ストレスの従業員が、そのことを隠してしまえば、今回の制度が創設された意味がありません。会社はストレスチェックを実施する前に、従業員に対して正確な情報提供や会社の方針を積極的に発信していく必要があります。

――今回の制度には罰則は設けられているのでしょうか。

現時点では、義務の対象となる事業場がストレスチェックを実施しなくても罰則はありません。しかし、近い将来、罰則が設けられる可能性は十分あると考えます。努力義務の事業場が義務化されるのも時間の問題ではないのでしょうか。なお、ストレスチェックの実施の有無にかかわらず、ストレスチェックに関わる労働基準監督署への報告義務を怠った場合は50万円以下の罰金の対象になりますのでご注意ください。

――努力義務の場合、様子見という事業場も出てくると思います。

確かに、まずは義務の対象となる事業場の取り組みを見てみたいといった声も聞かれます。ですが、ここで注意したいのは、たとえストレスチェックが努力義務であっても、会社の安全配慮義務が軽減されるわけではありません。従業員が重いストレス障害に陥り、その後の会社側の対応も不適切だった場合、会社にとっては大きなリスクが生じると考えます。また、従業員のメンタルヘルス不調は、重大な経営リスクに繋がりますので、事前対策は重要な経営課題のひとつだと考えます。

――実際、従業員に訴えられることもあるのでしょうか。

従業員が会社を訴えるケースは増えていきますね。昨年の事例ですが、長時間労働と上司によるパワハラで自殺した労働者の遺族が訴えを起こし、会社と経営者、上司に連帯して賠償金の支払命令が下されました。

会社だけでなく、経営者の個人的な責任が問われるケースも増えていきますので、「知らなかった」では済まされないと考えるべきでしょう。

――すでにストレス障害の疑いがある従業員がいる場合、経営者はどのように対応をすべきでしょうか。

何かおかしいと感じたり、そのような話を聞いた時には、できるだけ速やかに本人と面談して頂きたいですね。その後、個々の状況に応じて会社の対応が求められてくるわけで

すが、すべてにおいて重要なのは「速やかな対応」だと言えるでしょう。中には、専門医の意見を勘案し、従業員を休職させる選択肢も出てくるかもしれません。しかし、就業規則に休職に関する規定がなかったり、あっても不明確な場合、仮に従業員から訴えられると、会社としては不利な立場になるでしょう。

――就業規則もしっかり整えておいたほうがいいわけですね。

しっかりした就業規則の規定があるからといって勝てるというわけではありませんが、会社に何も規定がなければ、「会社が何もしてこなかったから、こんな事態になった」という理屈が成り立ってしまう恐れがあります。就業規則の整備は、ある意味、メンタルヘルス対策の一環だと思います。今回のストレスチェックにおいても、努力義務の会社が何らかの対応をしておけば、会社や経営者にとって少なからずプラスになると考えます。逆に、義務の対象にも関わらず、罰則がないからといって何も対応せずに従業員と争いが起きれば、会社にとって大きなマイナスになるのは間違いありません。

――最後にメッセージをお願いします。

これからの時代、従業員のメンタルヘルス問題に対して受け身の姿勢を取っているのは、会社にとって大きなリスクだと考えます。従業員を守るため、そして会社のリスク対策のためにも、従業員のストレス障害に対する経営者の「意識」と「行動」が問われているのではないのでしょうか。今、厚生労働省では簡易的にストレスチェックができるプログラムも準備していますので、関与先の事業規模を問わず、是非、税理士の先生方からも情報提供して頂きたいと思います。



アクタスマネジメントサービス(株)  
アクタス社会保険労務士法人  
古田 明弘 社会保険労務士

1980年、日綿実業(株)(現: 双日(株))入社。グアム東洋不動産(株)副社長兼総支配人(出向)等を歴任。国内外での営業、人事労務管理を含む幅広い経営管理に従事した後、2001年、アクタスマネジメントサービス(株)入社。2004年、アクタスマネジメントサービス(株)取締役就任、2015年、アクタス社会保険労務士法人代表社員に就任。



# 日税グループは、税理士先生の 相続業務をバックアップいたします!

## 株式会社 日税ビジネスサービス



相続業務に役立つノウハウを  
人気の講師陣が解説!

〈東京税理士協同組合主催、(株)日税ビジネスサービス協賛〉

11月19日 「相続税の増税対策としての生前贈与」

講師: 木村 金蔵 税理士(木村金蔵事務所代表)

〈日税フォーラム〉インターネット受講も可能です!



11月24日 「一般社団法人等を利用した自社株対策スキーム  
~税務リスクの徹底検証~ 中級編」

講師: 伊藤 俊一 税理士(伊藤俊一税理士事務所 代表税理士)

◎過去に開催した研修会のオンデマンド配信も行っております。

研修会の最新情報・オンデマンド配信等につきましては、(株)日税ビジネスサービスのホームページをご覧ください。

日税ビジネスサービス

検索

## 株式会社 日税不動産情報センター



関与先様の相続にまつわる  
不動産ソリューションをご提案いたします

- ・相続発生時の土地の評価資料が欲しい。  
(広大地評価、不整形敷地評価など)
- ・相続した不動産の物件調査や時価評価をしてほしい。
- ・相続税の納付対策を検討したい。

### 安心のネットワーク

- 東京本社 ☎03-3346-2220
- 東京東支店 ☎03-5284-1162
- 東京西支店 ☎042-528-7757
- 埼玉支店 ☎048-669-1101
- 千葉支店 ☎043-301-8666
- 横浜支店 ☎045-262-1551
- 名古屋支店 ☎052-752-6700
- 大阪支店 ☎06-6949-4664
- 神戸支店 ☎078-221-0911

誠実、公正、守秘を  
モットーに全力で  
お手伝いさせて  
頂きます!

### 遺産分割対策

### 納税資金対策

### 相続税対策

お客様一人ひとりの状況を的確に把握・分析し、  
生命保険を活用した最適な相続対策をご提案いたします!

## 株式会社 共栄会保険代行



0120-922-752 ☎ bestplan@nichizei.com

- 東京本社 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
- 北海道支店 札幌市中央区 札幌北辰ビル6階
- 千葉支店 千葉市中央区 千葉県税理士会館1階
- 埼玉支店 さいたま市大宮区 埼玉県税理士会館1階
- 横浜支店 横浜市西区 税理士会館1階
- 名古屋支店 名古屋市千種区 税理士会ビル1階
- 大阪支店 大阪市中央区 近畿税理士会館11階
- 九州支店 福岡市中央区 天神西通りビジネスセンタービル5階
- 南九州営業所 宮崎県東臼杵郡門川町

## 株式会社 日税サービス



0120-312-112 ☎ info-ns@nichizei.com

### 〈関連会社〉

- 株式会社日税サービス(札幌) ☎011-631-7371
- 株式会社日税サービス(大阪) ☎06-4794-0071
- 株式会社日税サービス中国 ☎082-244-3441
- 株式会社日税サービス西日本・福岡本社 ☎092-474-2471
- 株式会社日税サービス西日本・北九州営業所 ☎093-932-5888
- 株式会社日税サービス西日本・熊本営業所 ☎096-371-7151

# 相続

お悩み  
解決!

コンシェルジュ



今回のご相談 夫が亡くなり、相続税の申告書を作成する過程において、収入のない家族名義になっている定期預金を相続財産として申告する必要があるかどうかの判断に迷っています。税理士さんから、そのお金も相続財産に含まれると言われました。どうしてでしょうか?税務調査において、調査担当者はどのような基準で他人名義の財産を被相続人に帰属する財産と判断するのでしょうか。

## 相続財産に含まれる名義預金

相続税等の国税は、一般的に実質の所有者や所得者に課税する実質課税主義を取っているといわれています。

名義の如何を問わず、実質被相続人に帰属する財産は、相続財産として相続税の課税対象となります。

名義預金や名義株など他人名義の財産の帰属の判断ポイントは、①誰がその財産を管理・運用・支配しているか、②利息や配当金などの法定果実を誰が受け取っているのか、③その財産の設定・取得の原資は誰が負担しているか等だと思います。

具体的には、①預金通帳、証書、届出印鑑、キャッシュカード等を誰が所持しているのか、通帳や印鑑を被相続人が保管しているときは預金口座に入金していたのは被相続人ではないか疑問を持たれます。②その保管場所が、被相続人の自宅の金庫、被相続人の主宰法人の金庫、被相続人名義の貸金庫等であれば、被相続人の財産ではないか疑われます。③預

金通帳等の所持や保管の状況は相続開始時点ではどうだったのか、調査日現在はどうなのか、④預金や株式の取引の指示は誰が行っていたのか、⑤その預金等の設定の原資、株式等の購入原資は誰が負担していたのか、⑥設定や購入の原資が被相続人の資金の場合は贈与が行われているか否か、贈与税の申告や納税を行っているか等が財産の帰属の判断のポイントだと思います。

### 死亡日前後の預金の引き出し

相続税の税務調査では、被相続人の預金口座から高額の引出金があるときは、その用途を確認されます。特に、死亡の日前後の預金の引き出しは必ず確認されます。相続があったことを金融機関に知られると、すぐには預金を引き出すことができなくなってしまいますので、葬式費用等のために早めに引き出ししておくことがしばしばありますし、相続の前に預金を

引き出して、財産減らしをしようという心理が働くため、預金を引き出すケースが多いからです。

これらの引出したお金の、家族の名義の預金になっているものは、名義預金として相続財産に加えられることになります。

調査担当者は、必要に応じて銀行等の反面調査を実施して、預金や株式取引口座の開設申込書、払い出し請求書等の筆跡の確認、銀行や証券会社等の取引担当者の聞き取り調査を行っているようです。

これらの要素を総合勘案して財産が誰に帰属するかを判断することになりますが、その預金等が名義人に帰属する財産と判断するには、名義人がその預金等を管理・支配し、自由に使用できる状況にあることが必要であると思います。何れにしろ、財産の帰属の判断は、個々の事例に応じて財産の帰属の判断の各要素を総合勘案して行うことになると思われます。

(今回の協力者:一般社団法人相続税調査研究会・主任研究員 米山英一 税理士)

税理士事務所・関与先企業の  
福利厚生にお得なサービス!

# 「ベネフィット・ステーション」

日本税協連による  
団体契約だから…

## 大企業並みの福利厚生が 低コストで実現!

メリット1 サービスメニューは全国で90万件以上。

メリット2 5250社、378万人が利用する業界NO.1の福利厚生サービス。

メリット3 会費は福利厚生費で全額損金算入ができます。

メリット4 ご家族の方(配偶者・2親等内)も利用できます。

メリット5 税理士先生のご紹介で関与先企業も同条件で加入できます。

こんなにお得なサービスで

特別料金

入会金

**無料!**

月会費1人

**800円!**

◎充実した福利厚生で、良い人材の採用や従業員の満足度向上に!



〈サービス例〉

### お好きなサービスを何度でもご利用できます!

#### ■リゾート・トラベル

国内外の特典・割引提携宿泊施設は家族旅行に嬉しいリーズナブルな宿から、高級旅館・リゾートホテル・ビジネスホテルなど、ジャンルは様々! 格安航空券・観光パスの割引もごあります。新年の旅行や確定申告後の社員旅行にもご活用ください。

最低価格保証



#### ■スポーツ

フィットネスクラブ・ヨガスタジオ等、全国約3,300施設と提携。使えば使うほど、お得な会員優待を活かし充実したスポーツライフを実現できます! 他にも、ゴルフ場、テニスクラブ、スキー場の会員特典も。各種スポーツ用品の割引もごあります。



#### ■レジャー・エンタメ

遊園地、映画館、美術館、テーマパーク、カラオケ店などが特別価格でご利用可能。コンサートやライブのチケットなどの会員先行情報も満載。プロ野球はセ・パ12団体のシーズンシートを会員限定で特別にご提供。



#### ■グルメ

20~50%OFFなどの会員特典の対象店舗は全国17,000店を突破。宴会で使える居酒屋や普段使いのカフェ、ラグジュアリーな空間が楽しめるホテルレストランなど、幅広いシーンでご利用いただけるお店が目白押しです!



上記サービス以外にも、日帰り温泉・エステサロンの割引、育児・介護の両立支援、お見合いパーティーのご紹介等、多様なニーズに対応しております。ご結婚・ご出産などの様々な記念日に素敵なプレゼントがもらえる、うれしいサービスも! ※一部サービスにご利用制限がございます。 ※詳細はパンフレットでご確認ください。

加入従業員数	通常料金	
	入会金	月会費
1~10名	20,000円	10,500円/社・月
11~100名	100,000円	1,050円/人・月
101~1,000名	300,000円	950円/人・月
1,001名~	1,000,000円	850円/人・月

特別料金 (日本税協連による団体契約)	
入会金	月会費
<b>無料</b>	<b>800円</b> /人・月

※福利厚生として事務所一括でご加入ください。

「ベネフィット・ステーション」の  
資料請求・お申し込みは…

(株)日税ビジネスサービス  
【事務代行社】

☎03-3345-0888

<https://www.nichizei.com/nbs/>

**キャンペーン実施中!** 2016年1月31日までに入会申込みすると、登録後、もれなく1人につき1,000円相当のポイント進呈。

日税ジャーナル 平成27年・秋号  
(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの  
ホームページ <http://www.nichizei.com/>

発行: 日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488